

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

## 原告意見陳述書

2005（平成17）年12月13日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

茨城県取手市白山一丁目8番5号

原告 神 原 晴 美

私は、昭和23年の春小学校に入学いたしました。その前年の昭和22年は新憲法の施行をはじめ、教育基本法公布、労働基準法公布、児童福祉法公布、新学制など、戦後民主主義の仕組みが、ほぼ出揃った年でありました。つまり私は、新しく生まれ変わった民主国家日本の、期待を背負って小学一年生になったといえます。

その後、民主主義の理想は私の中で生きてきました。「主権者」であることは、国民の一員として重い責任が伴うこと。「自由」であることは他者の自由も尊重すること。人はみな生れながらに「平等」であること。「権利」を行使し「義務」を全うすること。健全な「個」があって健全な「社会」があること。よく聞くこと。話し合うこと。そして「人の上に国をつくらぬ」こと。民主主義は私の生きる上での原点であったといえます。

とは言え、今日までの私の人生は平凡なものでした。普通の主婦

であり、普通の母親でありました。選挙は真面目に投票に行き、税金も社会保険料もきちんと納め、夫は失業保険のお世話にもならず定年まで勤め上げました。民主主義の理想が損なわれ続けるのを憂いながらも、政治活動はもとより、社会的活動からも距離をおいていました。結果として私は、統治されやすい国民であったわけです。

私はいま、静かな憤りと深い悲しみに包まれています。民主主義を信ずるということは、私自身がそのように生きることと、私たちが委嘱した行政を信ずることです。しかしながら、今回の訴えの対象である県は、前回の準備書面において私たちの訴えの棄却を求めてきました。私には何度読み直しても理解し難い法律論をもって主張していますが、法律は法律家のために在るのではなく、一般の市民のためにこそ在るものと思います。

財務会計行為そのものを訴えていない。の件ですが、私たち市民の常識、つまり世間の常識では、支出する行為が法律に触れたり、ルールに違反した場合は、無駄遣い以前の問題です。無駄遣いとは、不必要なもの、無駄なものへの支出を指すものです。したがって財務会計行為とは、支出する内容そのものです。

今回、主権者である私たち市民は「八ッ場ダム建設への支出は無駄遣いだからやめるべき」と訴えました。県が大きな負担を納税者に負わせてもなお、八ッ場ダムを必要とするならば、先ず私たちの意見を十分に聞いた上で、誠意を持って説明すべきではないでしょうか。裁判テクニックを弄して門前払いを主張することは、主権者と行政の相互の信頼によってなる民主主義を、根本から損なうものでしかありません。

県側の主張の根底には、「原告の訴えは採るに足らぬ特異的な少

数意見でしかない」と言う高圧的な態度があからさまに見えます。しかし本当に特異的な少数意見でしょうか。私はこの2年間八ッ場ダムについて学習し、現地へも何度か足を運び、無駄なダムであることを確信しました。そして八ッ場ダム問題や公共事業の無駄を多くの人たちと話し合ってきました。大方の人が「その通りだ、でも政治は変わらない」「一度決まった公共事業は止まったためしが無い」と語り、一様に押し黙ります。また、これは残念なことです、私はこうしている今も膝の震えが止まりません。「お上に逆らう怖れ」からです。民主主義の申し子と自認している私でも、日本の社会が伝統的に持つ権力への恐れと、その裏に見え隠れする暴力への怯えは拭えないのです。

普通の人々が権力である行政に「異を唱える」のは容易なことではありません。まして自ら名乗り出て訴訟まで起こすことは、大げさではなく「命がけ」のことです。もともと主権者の声は小さなものです。その小さな声の後ろには、声にならない遥かに大きな声があるものと受けとめるのが、行政のとるべき態度ではないのでしょうか。また、行政を市民がチェックすることは、民主主義が正常に機能している何よりの証拠ではないのでしょうか。「採るに足らぬ少数意見」と抹殺することは、この国の根幹である民主主義を抹殺するに等しいといえます。

昨年私たちは住民監査請求を、県という「行政」に却下されました。さらに今、この場でも県は、私たちの訴えの棄却を求めています。「立法」府に対しましても、各政党の議員を通じて訴え続けていますが、見るべき成果はありません。「行政」が私たちの訴えを特異な意見とあしらうように、「立法」もまた、資金も背景もない

市民の声をなかなか取り上げてはくれないのです。民主主義の悲しむべき機能不全といえます。

私は今、三権のもうひとつの柱である「司法」に望みを託しています。多くのしがらみに絡め採られた「行政」と「立法」は、真の理想を語ることはありません。現実論という強者の利害調整で動いているのが実際でありましょう。

日頃は最も距離のある「司法」の場にこうして参りましたのは、三権が鼎立して国民の主権を支える、この国の仕組みをまだ信じたいからです。

議会の多数・少数を超え、利権構造を超え、法律本来の趣旨に立ち返り、十分にご審理頂きたくお願いします。

「人の上に国をつくらず」重ねてお願いします。